

議案第 47 号

三朝町印鑑条例（昭和二十九年条例第二四号）の一部分を次のように改めるものとする。

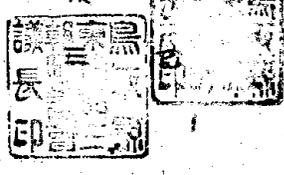
原案可決

昭和三十一年五月八日提出

三朝町長 坂出

昭和三十一年五月八日議決

三朝町会会長 天野 兼



昭和三十一年三朝町条例

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

第一条 本町に本籍又は住所を有する者とする者があるを本籍を削除し、本行並びに

小山麓、竹田の各出稼所とあるを小山麓を削除する。

第二条 本籍を削除する。

第三条 本籍を削除する。

第四条 本籍を削除する。

第五条 本籍を削除する。

附 則

この条例は公布の日から起算して昭和三十一年四月一日より施行する。